

第3回懇話会での議論内容

<県史編さん事業全体について>

- 50年後に読まれることを考えると、今までと違い色んなことを模索しながらやっていかなければならないと考える。
- 滋賀は人口流入県なので、滋賀の歴史とか過去のことを知らない人が多いと思う。子供のための副読本に力を注いで、子供が知ってそれを親に伝えるというイメージで、滋賀のことを知る、滋賀の歴史を学ぶということができたらよいと思う。県史の本編自体はもちろん大事だが、副読本とか年表などの果たす役割や、講演会や学習会など子どもや若い世代に働きかけるようなことも大事で、それができるだけ多くの人々が本編を読みたいという意欲につながればよいと思う。
- 県民の持っているものをこちらにお送りいただくというような内容が今回加わっているように思う。第3（方針）の4で、「県民が地域の伝承や習慣などについて情報提供でき」とある、民俗的な部分が伝わってくる。民俗という部会は設置されないで、一番近いのが文化の部会のように思うが、なるべく民俗といった部分も意識しながら中身を作っていくと思う。
- すでに、公文書館という母体があって作業ができることは、大変頼もしく思う。他方、そういった行政文書を補う様々な地域資料調査などがどこまでできるか、今後の議論だと思うが、是非いろいろと考えてもらえると有難い。
- 民俗という話があったが、女性の生き方を掘り起こしてほしいと考える。女性の生き方というのは、なかなか多岐・多様なので難しいと思うが、小説やドキュメンタリー、映像などの中で滋賀の各地域のことが抜粋できる、当時の女性の生き方をくっきりと浮かび上がらせるような分野があると、非常に親しみ易く、滋賀県史という歴史の中に生きてきた人の思いが浮き上がってくるのではないかと、思う。
- 近現代史の場合、政治的トラブル等とかもあると思うし、編集側の先生方にお世話になるだけでなく、行政職員側の調整、特におそらく大綱に言うところの「編さん会議」との調整も必要になると思うので、今後検討しておいていただけたらと思う。
- 県史は、作るだけでなく、それを活用する県史であってほしい。県史は、県の歴史であるだけでなく、1人ひとりの県民の歴史でもあり、後世に、次につなげられるような県史、1人でも多くの人に手に取っていただける県史であってほしいと思う。それと同時に、各専門分野の方がそれを資料として、研究の一つの材料として、また同じことの失敗もあつただろうし、それが成果である県史・歴史でもあると思うので、それを失敗とせず成功に導くような県史であってほしいと思う。
- 特に方針の3と5のところが一番重要だと思っている。特に5では、伝承や習慣については、今後、なくなる可能性があり、資料価値等を求めないと次の県史のときには全く資料も人もいないということに気を付けないといけないと思う。伝承とか習慣というのは無形のものであるので、証拠がないところがある。例えば忍者について、性質上資料が残っていないが、いろいろ研究者がおられ、研究成果を提供いただくというのもあるだろう。「こういう説もある」という形で取り上げていただけると有難いと思う。
- 近江商人について、滋賀県の中の歴史ということも大事だが、外からみた近江商人というか、県外にある資料、特に近江商人は全国に行っており、高島商人などは盛岡で大きな足跡を残したりしているので、そういった県史の対象地域のとらえ方なども検討してもらえれば、と思う。将来から見て今しかできないこと、例えば、映像に残しておく必要などがあると思う。
- 「子どもを含む幅広い世代に県の歴史を伝える」という部分について、高校生を想定して、できれば中学生も読めるものとして概説版を作成することとしているが、小学生が読めるもの、副読本までは想定していない。その辺をどうするのかは今後の課題。「編さん会議」で来年度以

降、議論されれば良いのでないかと思う。

- 伝承等の根拠については「だれだれ等によると」という根拠もあっても良いのでないかと思う。
- 行政史と社会史の両面をバランスよく記載していくことが大事。
- トラブルの問題は、客観性を持たせることが大事。執筆者が糾弾するのではなく、当時の資料に基づきながら、例えば京都新聞はこう見ていた、朝日新聞はこう見ていたなど、叙述を使いながら書いていかないといけないと思う。どこが中立性を担保するのか、その一番は「県史編集会議」。行政側との調整は委員長が行うことになると思う。「なぜこれを書かないのか」「この書き方は極端でないか」そのどちらの非難も受けないものを作るのが理想だと思う。
- サンライズ出版「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」というのが出されている。これより下の年代になると、絵本のような形になるのでないかと思う。
- 子どもが読むなら漫画がよいと思うし、概説書を見て作ってもらえれば良いのでないかと考える。来年度以降に検討するべき。

<県史編さん大綱（案）について>

- 第4について、書き出しに違和感がある。「滋賀県が誕生した明治から」など、最初の部分を強調して、明治時代からやるのが分かるようにした方がよい。
- 第7の3、4行目だが、「また」以下とそれより前の部分が、必ずしも合わないのではないかと。前半部分は第3の4と、また「郷土史研究の・投稿も募り」は5と、さらに、「県史の・向上を図る」は2と被るのではないかと。
- 第7の「資料所有者の・活用」というあたりが方針4と被る、ということなどを含めて文章を考えてほしい。「郷土史研究の投稿を募る」というのをここに入れるのがいいかどうか。これは、研究雑誌を作ってそこに県史関係者以外の人にも投稿してもらおうことだが、どういう雑誌にするかは来年度以降に編集会議で検討していきたいと考える。
- 編さん活動自体を公開で進めていくという趣旨だと思うので、「研究成果を提供していく」ということとは分けて考えればよいと思う。情報提供を超えて外部のものを全部入れ込んでしまわないといけなくなるような規定にならないよう、工夫がいるように思う。
- きちんと編集会議で編集して、投稿されたものでも相応しくないというか、水準に達していないものは返却するとか、資料的根拠を明確にするよう修正を求めて採用するとか、そういうことを考えてなければならない。
- 公文書館という言葉を入れる必要があるのであれば、きちんと入れないといけないと思う。
- 第4の2行目について、「簡略的」の「的」はない方がよいのではないかと。